3　市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4　都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第三十条の三十九　都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十　都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2　都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3　都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第三十条の四十一から第三十条の四十三までを次のように改める。

第三十条の四十一から第三十条の四十三まで　削除

第三十条の五十一の表第十二条第五項の項の中欄中「第九号」を「第八号の二」に改め、同項の下欄中「及び第十号」を「、第八号の二及び第十号」に改め、同表第十二条の二第一項の項の中欄中「第十二号」を「第八号まで、第九号から第十二号」に改める。

第三十四条の二を削る。

第三十六条の二第一項中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加える。

第三十七条第二項中「都道府県知事」の下に「又は機構」を加え、「保存期間に係る本人確認情報」を「それぞれ都道府県知事保存本人確認情報又は機構保存本人確認情報」に改める。

第四十二条中「第三十条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項まで」を「第三十条の二十六又は第三十条の三十」に改める。

第四十三条を削る。

第四十四条中「第三十条の四十三第五項」を「第三十条の三十八第五項」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

第四十七条第一号中「第三十四条の二第一項」を「第二十条の三十九第一項」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十八条中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、同条第一号中「第三十条の二十一」を「第三十条の十八」に改め、同条第二号中「第三十条の二十三第一項又は第二項」を「第三十条の二十第一項」に、「これらの」を「同項の」に改め、同条第三号を削り、同条を第四十七条とする。

第四十九条第一項中「第四十四条、第四十六条又は第四十七条第一号」を「第四十三条、第四十五条又は第四十六条第一号」に改め、同条を第四十八条とする。

第五十条を第四十九条とする。

第五十一条ただし書中「第四十六条」を「第四十五条」に改め、同条を第五十条とする。

第五十二条中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十三条を第五十二条とし、第五十四条を第五十三条とする。

別表第一中「第三十条の七関係」を「第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の三十七、第三十条の三十八関係」に改める。

別表第二中「第三十条の七関係」を「第三十条の十関係」に、「区域内の市町村の執行機関」を「通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関」に改める。

別表第三中「第三十条の七関係」を「第三十条の十一関係」に、「他の都道府県の執行機関」を「通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関」に改める。

別表第四中「第三十条の七関係」を「第三十条の十二関係」に、「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」を「通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関」に改める。

別表第五中「第三十条の八関係」を「第三十条の十五関係」に改める。

（番号利用法の施行に伴う住民基本台帳法の特例）

第十七条　地方公共団体情報システム機構（次条及び第三十二条において「機構」という。）は、前条の規定による改正後の住民基本台帳法（次条において「新住民基本台帳法」という。）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報を、番号利用法附則第三条第四項において準用する番号利用法第八条第二項の規定による事務に利用することができる。

2　市町村長は、番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定により個人番号を指定したときは、当該個人番号を当該個人番号に係る者の住民票に記載するものとする。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　この法律の施行前に第十六条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の七第一項の規定に基づき都道府県知事又は指定情報処理機関（旧住民基本台帳法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）が指定した住民票コードは、新住民基本台帳法第三十条の二第一項の規定により機構が指定した住民票コードとみなす。

2　旧住民基本台帳法第三十条の五第一項の規定による通知に係る旧本人確認情報（同項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）又は旧住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定による通知に係る旧本人確認情報は、それぞれ新住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報（同項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）又は新住民基本台帳法第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報とみなす。

3　この法律の施行の際現に旧住民基本台帳法第三十条の五第三項の規定により都道府県知事が保存している旧本人確認情報又は旧住民基本台帳法第三十条の十一第三項の規定により指定情報処理機関が保存している旧本人確認情報は、それぞれ新住民基本台帳法第三十条の六第三項の規定により機構が保存する本人確認情報又は新住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報とみなす。